

令和6年度公営企業会計定期監査の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を公表します。

また、同条第10項の規定に基づき、当該監査結果に関する報告書に意見を添えたので、併せて公表します。

令和6年11月26日

三浦市監査委員 長 治 克 行

三浦市監査委員 長 島 満理子

令和6年度

公営企業会計定期監査結果報告書

三浦市監査委員

令和6年度公営企業会計定期監査結果報告書

【 監査の目的 】

本市の公営企業会計に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査する。

1 監査の基準

三浦市監査基準（令和2年三浦市監査委員告示甲第1号）に準拠し監査した。

2 監査等の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査（三浦市監査基準第3条第1項第1号に規定する財務監査）

3 監査の対象会計及び部課等

病院事業会計

4 監査の対象範囲

令和6年度（令和6年4月1日から令和6年9月30日まで）に執行した事務事業（地方自治法第199条第1項の規定による財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに同条第2項の規定による事務の執行）

5 監査の実施期間

令和6年10月28日から同年11月15日まで

6 監査の実施場所

三浦市立病院2階会議室（一部、監査対象部課等の執務室を含む。）

7 監査の主な実施手続

- (1) 提出された監査資料（以下「監査資料」という。）を検討し、財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行が、公正、合理性、効率性に欠けると疑われるものについて、リスクの高い項目を優先的に抽出し、その事務に関する書類（帳票類を含む。以下同じ。）の調査を行った。
- (2) 提出された書類の調査は、事務事業が法令、条例、規則、規程、要綱、要領、業務マニュアル等に従って執行されているかについて、意を用いて実施した。
- (3) 現金、印紙類等が適切に管理されているかを実査により確認した。
- (4) 監査資料及び書類の調査結果を基に、担当部課長等及び関係職員に質問を行った。

8 監査実施上の着眼点

- (1) 収入及び支出に係る事務が適切に行われているか。
- (2) 補助金等の交付は補助要綱等に基づき適切に執行されているか。また、その成果の確

認は行われているか。

- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に行われているか。
- (5) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (6) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

9 重点監査項目

(1) 契約関係

契約課で定めている各種マニュアルに基づいて契約事務が執行されているか。また、随意契約である場合、その理由が適切であるか。

(2) 法令・業務マニュアル等に定められたルールとの抵触

法令・業務マニュアル等に定められたルールと異なった事務執行及びルールの運用がなされていないか。

10 監査の結果

前各項の記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているものと概ね認められた。

なお、事務処理の一部について、軽微ではあるが留意すべき事項が見受けられたので、より適正な事務執行に努められたい。

また、今回の監査の結果に基づき必要があると認めたので、地方自治法第 199条第10項の規定により、当該監査の結果に関する報告に添えて、別紙のとおり意見を提出するので申し添える。

監 査 委 員 意 見

今回の令和6年度公営企業会計定期監査の結果に基づき、必要があると認めたので、地方自治法第199条第10項の規定により、次のとおり意見を申し添える。

長らく続いた新型コロナウイルス感染症の流行が終息を向えた後、更なる経営の強化に向けて、令和6年度より「三浦市立病院経営強化プラン 令和6年度（2024年度）～令和9年度（2027年度）中期経営計画」に基づく病院運営がスタートしたところである。

令和6年度上半期における入院収益は、9月末現在の前年同月比で、約1億6,800万円の減収となり、現金・預金も同様に前年同月比で約1億7,500万円減少している。仮にこのままの状態で推移した場合、令和5年度決算で生じた約2億円の純損失を大きく上回る赤字を計上する可能性が高くなっている。このことから、赤字幅を縮減するために短期的で即効性のある対策を講ずることが急務であると考えます。

この入院収益の大幅な落ち込みは、看護師不足に伴う2階病棟の閉鎖が主な要因であると思われるが、再開及び継続的な開設に向けて、取り急ぎ看護師の確保に注力されたい。

下半期においては、収益の悪化に伴う損益分岐点の再検証はもとより、医業収支の状況に応じた目標値を再設定した上で、その目標値の達成に向けた具体的な施策を立案し、病院スタッフ全体の共通認識のもと、一丸となって着実に実行していくことが望まれる。

その他、看護師及び医師不足は、全国的な問題でもあるが、人材の確保・育成に関しても、短期的、中長期的なプランをもって、安定数が確保できるよう取り組まれない。

自治体病院の持続可能性を議論する場合、当該病院の財務状況はもとより、設置主体である自治体の財政状況により影響を受ける部分は少なくない。令和5年度末現在の本市の財務状況を示す主要な指数としては、財政力指数で0.543、実質公債費比率で11.7%と、決して十分な余力がある状況とは言えず、これから加速する高齢化及び人口減少に伴う市税の減収などのマイナス要素を考慮すると、益々厳しい状況を迎えることが予想される。

こうした状況の中、今後、近隣他市に先行して迎える高齢化社会における医療需要に柔軟に対応していくためには、できる限り基準外繰入に依存することなく、地方公営企業法の基本原則である独立採算を命題として病院経営の強化に取り組むことが求められるものと解する。難題ではあるが、引き続き尽力頂きたい。

(以上)